

広島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十二号

広島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

広島県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年広島県規則第九十一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の広島県農業改良資金貸付規則の規定により県が貸し付けた農業改良資金に係る貸付金については、この規則の施行後も、なお従前の例による。